

成田東が丘地区地区計画区域内における建築物等の建築制限

名称	成田東が丘地区 地区計画	
位置	大阪府寝屋川市成田東が丘地内	
面積	約 4.4ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は寝屋川市の東部の丘陵地帯にあり、京阪電鉄本線「香里園駅」の東方約 1.7 kmに位置し、一戸建の住宅が集積する地区である。 地区計画の策定により、良好な住宅地としての環境が損なわれることのないように、敷地の細分化の防止、建築物の用途の制限等により市街地形成を誘導し、住環境の保全を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	戸建専用住宅および戸建兼用住宅を主体に、日常生活に調和した住宅地としての土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	既に地区内には、生活道路網が整備されており、これらの機能の維持、保全を図る。
	建築物の整備方針	現在の住宅地としての環境を保全するため、建築物の用途制限を定める。また、整備された宅地の細分化による過少宅地を防止するため建築物の敷地面積の最低限度を定める。

建築物等に関する事項	地区の細区分	戸建住宅 A 地区	戸建住宅 B 地区
	地区の細区分の面積	約 1.2ha	約 3.2ha
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法(以下「法」という。)別表第二(イ)項第1号で定めるものうち一戸建専用住宅 (2) 法別表第二(イ)項第2号で定めるものうち一戸建兼用住宅 (3) 法別表第二(イ)項第4号、第5号、第8号及び第9号で定めるもの (4) 前各号に掲げる建築物に附属するもの (法施行令(以下「令」という。)第130条の5で定めるものを除く)	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第二(イ)項第1号で定めるものうち一戸建専用住宅 (2) 法別表第二(イ)項第2号で定めるものうち一戸建兼用住宅(令第130条の3各号の用途に供する部分の床面積の規定を除く) (3) 法別表第二(イ)項第4号、第5号、第8号及び第9号で定めるもの (4) 前各号に掲げる建築物に附属するもの (令第130条の5で定めるものを除く)
	建築物の敷地面積の最低限度	100 m ²	

平成 8 年 1 月 31 日

寝屋川市告示第 8 号